定 款

第１章 総 則

（商号）

第１条 当会社は、株式会社マミーマートと称し、英文では、Mammy Mart Corporationと表示する。

（目的）

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 食料品の販売、製造、加工
(2) 佃煮の製造販売、漬物の製造販売
(3) 米飯および米穀の販売
(4) 料理の仕出し、飲食店の営業
(5) 日用品雑貨および化粧品の販売
(6) 衣料品の販売
(7) 書籍雑誌の販売
(8) 煙草および塩の販売
(9) 医薬品の販売
(10) 酒類販売
(11) クリーニング業
(12) 損害保険代理業
(13) 寝装寝具の販売
(14) 生命保険の募集に関する業務
(15) 自動車、自転車ならびにその付属品類の販売
(16) 時計、カメラ、運動用品、家庭用電気製品、インテリア用品の販売
(17) 家具、事務用機器、通信機器ならびにその付属品類の販売
(18) 宝石、貴金属の販売
(19) 不動産の売買、仲介ならびに斡旋
(20) 不動産の賃貸および管理
(21) 小売業務に関するコンサルタント業務
(22) 経営相談に関する講師派遣業務
(23) 事務用機器のリース業
(24) 食料品、日用雑貨の製造および販売用什器、備品機械装置のリース業
(25) 土地、建物の清掃、保全、管理、警備および産業廃棄物処理業務
(26) 情報処理サービス業および情報提供サービス
(27) 一般旅行業、旅行代理店業
(28) 貨物自動車運送業
(29) 公衆浴場の経営
(30) 第1種貨物利用運送事業
(31) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を埼玉県東松山市に置く。
（機関）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)　取締役会
(2)　監査役
(3)　監査役会
(4)　会計監査人
（公告方法）
第５条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、18,850,500株とする。
（単元株式数）
第７条 当会社の単元株式数は、100株とする。
（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株式取扱規則）
第９条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第３章 株主総会

（招集）
第11条　当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月30日とする。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章 取締役および取締役会

（員数）

第17条　当会社の取締役は、15名以内とする。

（選任方法）

第18条　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第20条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条　取締役会は、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故があるとき

には、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の招集通知）

第22条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合これを短縮することができる。

２ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（相談役または顧問）

第24条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

（報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第26条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会規程）

第27条　取締役会に関しては、法令または本定款に定める事項のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章 監査役および監査役会

（員数）

第28条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第29条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。

２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２ 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合これを短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは､招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（報酬等）

第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（監査役会規程）

第35条　監査役会に関しては、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第６章 計 算

（事業年度）

第36条　当会社の事業年度は、毎年10月１日から翌年９月30日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第37条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第38条　当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年３月31日とする。

３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 39 条　配当財産が金銭である場合は､その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。